

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 7 日

各地方運輸局鉄道部監理課・計画課 御中
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 御中

鉄道局鉄道サービス政策室

IC カード乗車券（定期券）の券面表示に係る鉄道運輸規程の解釈について

今般、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 5 条第 7 項及び国家戦略特別区域基本方針第七に基づき、仙台市から IC カード乗車券（定期券）の券面印字省略による定期券販売方法の拡大に向けた規制改革に係る提案があったところ、第 61 回国家戦略特別区域諮問会議（令和 5 年 12 月 26 日）において、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」がとりまとめられ、「IC カード乗車券（定期券）における券面表示の省略に係る鉄道運輸規程の解釈について、2023 年度中に地方運輸局を通じて各鉄道事業者へ通知する。」とされたところである。

これを踏まえ、鉄道運輸規程（昭和 17 年鉄道省令第 3 号）第 12 条の解釈について、別紙のとおり内閣府地方創生推進事務局 HP で公表しているので、管内鉄軌道事業者に対し通知されたい。

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
仙台市	乗車券（ICカード定期券）の券面印字省略による定期券販売方法の拡大に向けた規制改革	ICカード定期券の券面表示の定めを緩和し、地方圏における簡易的なモバイルICサービスを実現するもの。地方圏においても、スマートフォンアプリから交通系ICカード定期券が購入が可能となることにより、利用者への利便性向上及び自動券売機や定期券発行機等のコストの削減も可能となる。	鉄道の乗車券には、通用区間、通用期間、運賃額及び発行日を記載する必要がある。	・鉄道運輸規程第12条 第十二条 乗車券ニハ通用区間、通用期間、運賃額及発行ノ日附ヲ記載スルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得	ICカード定期券は、「特別ノ事由アル場合」とみなす。	国土交通省	<p>鉄道運輸規程第12条は、不特定多数の者が利用する鉄道において、運送上の権利関係を確認する方法として用いられている乗車券に、通用区間等の必要な事項を記載することを規定したものである。これは、鉄道事業者において旅客が適正な乗車券を保有していること、利用者が保有する乗車券が有効なものであるかどうか視認できることを目的としている。</p> <p>但し、特殊の乗車券にあつては必ずしも券面への記載が必要とならない場合があるため、但し書きにおいて、特別の事由がある場合は省略できる旨を規定している。ICカード乗車券については、利用者の利便性を考慮し、鉄道事業者及び利用者において券面以外で乗車券の有効性を確認できる措置（鉄道事業者においては読み取り機器等、利用者においてはスマートフォン等で通用区間等の情報を確認することができるような状態とすること）が講じられていることから、鉄道運輸規程第12条の但し書きにおける特別の事由があるものとして、通用区間等の記載なく各鉄道事業者において運用がされているところである。</p> <p>以上から、本件要請については、特区制度を活用した規制の特例措置を設置するまでもなく、鉄道運輸規程第12条の但し書き「特別ノ事由アル場合」に該当するものという解釈で実施が可能であるものと考えられるが、現時点で詳細が不明であることから、実施にあたっては、実施する内容や取扱規則等の整備などについて、あらかじめ地方運輸局鉄道部へ相談されるようお願いしたい。</p>